

介護予防支援および介護予防マネジメントについての 重要事項説明書

1. 介護予防支援事業者の概要

運営主体の法人名	介護予防支援 シャンコウカイ 医療法人 社団 幸紀会
運営主体の所在地	岐阜市鏡島西2丁目4番14号
運営主体の代表者名	理事長 安江 紀裕
事業者名	岐阜市地域包括支援センター精華
管理者名	後藤 みどり
事業者の所在地	岐阜市鏡島南1丁目1番10号
代表電話番号 FAX番号	電話 058-252-3066 FAX 058-252-5676
緊急連絡先	(時間外の緊急連絡電話番号) 上記の電話番号から事業所用の携帯電話に自動転送になります。
指定年月日	平成18年4月1日

2. 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

利用者がその有する能力に応じて、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むうえで必要な介護予防サービス等を適切に利用できるよう、「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、介護保険法等の関係法令等に則り、かつ利用者の選択に従って「介護予防サービス・支援計画書（以下、「計画書」という。）」の作成を支援するとともに、当該計画書に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者および関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

② 運営方針

ア 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

ウ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類、また又は特定の介護予防サービス事業者等、若しくは地域密着型介護予防サービスに不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)を講じるものとします。

3. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の 人数・構成	資格	
	管理者	1名
	担当職員(介護支援専門員等)	1名以上

4. サービスの内容に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月曜日～土曜日 9時00分～17時00分	
休業日	日曜日及び国民の休日 12月29日～1月3日までの年末年始	
サービス提供地域	市橋・鏡島	
予防給付の対象者	要支援1・要支援2・事業対象者	
苦情・相談窓口対応の名称・連絡先・対応時間等	<p>事業所又は法人に設置された苦情・相談窓口</p> <p>外部に設置された苦情相談窓口</p> <p>国保連苦情・相談窓口(介護サービス苦情窓口)</p>	<p>名称 岐阜市地域包括支援センター精華</p> <p>電話 058-252-3066</p> <p>担当者 後藤 みどり</p> <p>名称 岐阜市役所介護保険課</p> <p>電話 058-265-4141(代表)</p> <p>時間 土・日曜日及び国民の休日を除く月～金 (8:45～17:30) 12月29日～1月3日までの年末年始は休業</p> <p>名称 岐阜県国民健康保険団体連合会</p> <p>電話 058-275-9825</p> <p>時間 土・日曜日及び国民の休日を除く月～金 (9:00～17:00) 12月29日～1月3日までの年末年始は休業</p>
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市役所、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
利用料	基本的には負担はありませんが、保険料の滞納等により、利用者負担が発生する場合もあります。	
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の委託の有無	有り	